事 務 連 絡 令和2年12月11日

 各
 都 道 府 県

 保健所設置市
 衛生主管(部)局 御中

 特 別 区

厚生労働省 新型コロナウイルス感染症対策推進本部

新型コロナウイルス感染症患者等の移送車に係る取扱いについて

新型コロナウイルス感染症患者及び感染が疑われる者(以下「患者等」という。)の移送については、累次の事務連絡等(※)に基づき適切に行っていただいておりますが、患者等の移送を円滑に行うため下記の内容を十分御了知の上、適切に事務を進めていただくようお願いします。

記

- 1 移送車については、「感染症の患者の移送の手引きについて」(平成 16 年 3 月 31 日付け健感発第 0331001 号厚生労働省健康局結核感染症課長通知)の「6 移送に必要な標準的な機材(4)移送車」において規定する移送車のモデルを参考とするが、必ずしも移送車にアイソレータ及び陰圧の設備を設置することを要さない。ただし、その際は、運転席と患者等がいる空間をビニールシート等で適切に分離すること。
- 2 移送に当たり、患者等の状態を踏まえ以下の様に必要な感染防止措置を講じること。
 - 手指衛生等の基本的な感染予防策を徹底すること。
 - 患者等にサージカルマスクを着用させること。
 - 車内を可能な限り換気すること。
 - ・ 移送に係る従事者においては、個人防護具を適切に使用すること。ただし、運転 席と患者等がいる空間が適切に分離されている場合には、運転手は患者に接触しな い限り、個人防護具を要しない。
- (※)○ 新型コロナウイルス感染症患者等の移送及び搬送について(令和2年5月27日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)https://www.mhlw.go.jp/content/000634952.pdf
 - 感染症の患者の移送の手引きについて(平成16年3月31日付け健感発第0331001号厚生労働省健康局結核感染症課長通知)

https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10900000-Kenkoukyoku/000 0164700.pdf